四　コロナウイルス（ＳＡＲＳ－ＣｏＶ－２）ＲＮＡワクチン（令和五年八月二日に医薬品医療機器等法第十四条の承認を受けたものであって、ＳＡＲＳ－ＣｏＶ－２オミクロン株ＪＮ.１系統の株を抗原とするワクチンに限る。）を一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・六ミリリットルとする方法

五　コロナウイルス（ＳＡＲＳ－ＣｏＶ－２）ＲＮＡワクチン（令和五年十一月二十八日に医薬品医療機器等法第十四条の承認を受けたものであって、ＳＡＲＳ－ＣｏＶ－２オミクロン株ＪＮ.１系統の株を抗原とするワクチンに限る。）を一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする方法

附　則

この省令は、令和六年十月一日から施行する。

○経済産業省令第六十三号

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第三十六条第二項及び第三十九条の四の規定に基づき、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年九月二十七日

経済産業大臣　齋藤　健

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（平成二年通商産業省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二を次のように改める。

別表第二（第五十六条関係）

区分の名称	技術の分野
一　先行技術調査（計測）	時計・計測一般、測長・測量、距離測定、流れ・力の測定、電気測定等
二　先行技術調査（応用物理）	エネルギー線応用、露光装置、原子力、光学的測定、電磁・音響分析等
三　先行技術調査（分析診断）	機械分析、化学分析、診断機器、画像診断等
四　先行技術調査（応用光学）	光学要素、レンズ・光学系、カメラ、表示制御、光学的画像処理、ＴＶ細部等
五　先行技術調査（光デバイス）	発光ダイオード、受光素子、光制御、液晶パネル、エレクトロルミネッセンス光源等
六　先行技術調査（事務機器）	電子写真（工程・制御）、印刷、インクジェットプリンター、プリンター一般、電子写真材料、マーキング、写真、フォトレジスト、事務用品等
七　先行技術調査（自然資源）	農機、栽培、木材、水工基礎、陸路トンネル掘削等
八　先行技術調査（アミューズメント）	パチンコ・スロットマシン等
九　先行技術調査（住環境）	建築構造、建築物等の仕上げ、建具、住宅機器等
十　先行技術調査（自動制御）	電動車両の制御、電動機・発電機、電動機・発電機制御、流体機械、流体制御、燃料電池システム、電路の調整（インバータ、コンバータ、電流・電圧の調整）等
十一　先行技術調査（動力機械）	燃料供給装置、内燃機関制御、排気処理、エンジン部品、タービン、交通システム等
十二　先行技術調査（運輸）	車体構造、二輪車、船舶、車両基盤、操向・安全、レスキュー、ハイブリッド電気車両、タイヤ、警報等
十三　先行技術調査（一般機械）	軸受、変速機制御、伝動機構、防振、紙送り等
十四　先行技術調査（生産機械）	研削加工、工作機械一般、溶接、ロボティクス、制御・組立、炉等
十五　先行技術調査（搬送）	運搬・実装、扛重、コネクタ、スイッチ、印刷回路とその製造、電気部品の実装、電気装置の筐体等
十六　先行技術調査（繊維包装機械）	被服・繊維機械、包装応用、容器一般等
十七　先行技術調査（生活機器）	生活家電、照明回路、照明機器、生活用品、チェック装置、調理機器、固体廃棄物の処理、紙等
十八　先行技術調査（熱機器）	給湯、管一般、加熱、空調、冷凍、固体分離等
十九　先行技術調査（医療機器）	医薬注入、物理療法、手術、補綴、シート・ベッド等
二十　先行技術調査（無機化学）	無機化合物、蒸着・単結晶成長、コンクリート、セラミックス、ガラス等
二十一　先行技術調査（金属）	精錬・鋳造・圧延、合金製造、熱処理、合金・溶接材料、金属の表面処理等
二十二　先行技術調査（電池）	電極、活物質、リチウム電池、アルカリ電池、燃料電池、電池の要素・実装等